

### 3103 たばこの輸入について

紙巻たばこや葉巻たばこ等のたばこを販売目的で輸入する場合は、たばこ事業法により、財務大臣の特定販売業の登録を受けなければなりません。個人又は個人事業者が NACCS を利用して輸入申告する場合には、税関輸出入者コードの取得のほか、税関輸出入者コードの申請とは別に、特定販売業の登録が必要になります。詳しくは、コード番号 3106 を参照してください。個人が自己の用に供する目的で輸入する場合は、登録の必要はありません。入国者が個人使用として携帯または別送して輸入する場合で一定の免税数量を超えるものについては、関税等が課されることとなりますが、その場合の関税率等は、次のとおりです。

たばこの種類	関税	たばこ税及びたばこ特別税	消費税及び地方消費税
紙巻たばこ	暫定無税	1,000 本につき 15,000 円 *注1	— *注2
パイプたばこ	協定 29.8% 又は 基本 35%	1 kgにつき 15,244 円 *注3	10%
葉巻たばこ	協定 16% 又は 基本 20%		10%
加熱式たばこ	協定 3.4% 又は 基本 4%		10%

\*注1：入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税等の税率の特例によるもの。

\*注2：上記特例税率が適用される紙巻たばこについては、消費税は課されない。

\*注3：パイプたばこ、葉巻たばこ、加熱式たばこの、紙巻たばこへの換算方法はたばこ税法第10条参照。

国際郵便を利用したたばこの個人輸入については、[こちら](#)をご参照ください。

なお、[国際宅配便を利用して輸入](#)する場合や[一般貨物として輸入](#)する場合も、関税率等は国際郵便を利用して個人輸入する場合と同税率となります。